

全 建 事 発 第 087 号
令和 2 年 9 月 3 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔公 印 省 略〕

今後の除染・中間貯蔵施設・放射性物質汚染廃棄物処理事業の適正な実施に向けた
企業統治の強化及びコンプライアンスの徹底について（要請）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび環境省環境再生・資源循環局長より、会員企業の企業統治の強化及びコンプライアンスの徹底を今一度図るとともに、下請け事業者への指導・監督体制、確認体制及び情報共有体制の再点検を実施するなど、改めて、福島県環境再生事業全体に対する地域住民及び国民の信頼確保を図るよう、別添のとおり要請がありました。

つきましては、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・ 環境省通知文（環循事発第 2009021 号）
- ・ 参考 1（環水大総発 1706093 号）
- ・ 参考 2（環循事発第 1710041 号）

（担当）事業部 八重樫

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

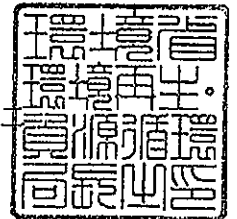
環循事発第 2009021 号

令和 2 年 9 月 2 日

一般社団法人 全国建設業協会

会長 奥村 太加典 殿

環境省環境再生・資源循環局長 森山 誠



今後の除染・中間貯蔵施設・放射性物質汚染廃棄物処理事業の適正な実施に向けた
企業統治の強化及びコンプライアンスの徹底について（要請）

標記については、平成 29 年 6 月 9 日付（環水大総発第 1706093 号）環境大臣通知、平成 29 年 10 月 4 日付（環循事発第 1710041 号）環境省環境再生・資源循環局長通知により、各会員企業の企業統治の強化及び法令遵守の徹底を改めて図るよう要請したところで

す。
しかしながら、過去に環境省が発注した放射性物質汚染廃棄物関係工事等に関連する元請事業者と下請け事業者との取引において、元請け事業者従業員から当該下請け企業への過大な原価を用いた発注、さらには、当該従業員が当該下請け企業から社会通念を逸脱する接待や現金の贈与を受けていた事案があったことが判明しました。

こうした行為は、たとえ民間企業間の取引の中で生じたことであっても、福島県環境再生事業全体に対する地域住民及び国民の不安・懸念を増幅させ、社会的信頼の失墜につながるものです。

貴団体におかれては、このような認識の下、会員企業の企業統治の強化及びコンプライアンスの徹底を改めて図っていただくとともに、下請け事業者への指導・監督体制、確認体制及び情報共有体制の再点検を実施することなどに取り組んでいただくことについて、改めて要請します。

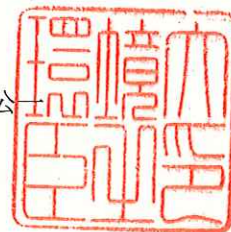
・ 環水大総発 1706093 号

平成 29 年 6 月 9 日

一般社団法人 全国建設業協会

会長 近藤晴貞 殿

環境大臣 山本 公



今後の除染・中間貯蔵施設・放射性物質汚染廃棄物処理の
安全・安心な事業の推進について（通知）

貴団体におかれましては、東日本大震災発生以降、除染や中間貯蔵施設事業、放射性物質汚染廃棄物処理にご尽力いただき感謝申し上げます。除染については、平成 29 年 3 月末までに予定されていた除染が概ね完了することができました。

これらの取組もあり、平成 29 年 4 月 1 日までに、避難指示が出ていた 11 市町村のうち 9 市町村では帰還困難区域を除く地域の避難指示が解除されるなど、復興事業の現場は、人が帰還し生活する場になりつつあります。今後は、帰還困難区域において、改正福島復興再生特別措置法（平成 29 年 5 月 19 日公布・施行）に基づく特定復興再生拠点区域の除染・廃棄物の処理等を順次実施してまいります。また、中間貯蔵施設事業については、今年の秋にも除染土壌の貯蔵を開始する予定です。

このように福島の復興の要となる除染や中間貯蔵施設事業、放射性物質汚染廃棄物処理は新たなフェーズに入っています。

こうした中で、これらの取組に不適正な事案等があると、地域住民及び国民の不安・疑念が高まって事業に対する信頼が失われます。

貴団体におかれましては、このような認識にたって、会員企業自身の企業統治の強化を今一度図っていただくとともに、下請け事業者への指導の更なる徹底、確認体制や情報共有体制の再点検を実施するなど、改めて、福島の復興事業に対する地域住民及び国民の信頼確保を図っていただきますようお願い申し上げます。



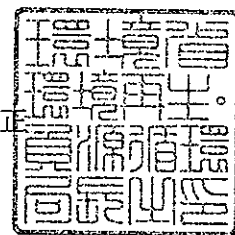
環循事発第 1710041 号

平成 29 年 10 月 4 日

一般社団法人 全国建設業協会

会長 近藤晴貞 殿

環境省環境再生・資源循環局長 縄田 正



今後の除染・中間貯蔵施設・放射性物質汚染廃棄物処理の
安全・安心な事業の推進について（通知）

標記については、平成 29 年 6 月 9 日付（環水大総発第 1706093 号）で環境大臣から通知させていただいたところではありますが、今般、株式会社安藤・間の社員が福島県田村市の発注した除染工事について作業員の宿泊費を水増し請求し、費用を不正に受給した疑いで東京地方検察庁から起訴される事案が発生しました。

現在のところ、環境省が発注した工事で同様の不正事案は確認されていないところではありますが、このような事案が発生すると、福島をはじめとする地域住民及び国民の不安・疑念が高まり、事業全体に対する信頼を失うこととなります。

つきましては、貴団体におかれましては、このような認識に立って、会員企業の企業統治の強化及び法令遵守の徹底を今一度図っていただくとともに、下請け事業者への指導の更なる徹底、確認体制や情報共有体制の再点検を実施するなど、改めて、福島の復興事業に対する地域住民及び国民の信頼確保を図っていただきますようお願い申し上げます。